

埼玉労働局発表
令和7年10月31日

【照会先】
埼玉労働局雇用環境・均等部指導課
課長 平田 和広
指導官 河野 道子
(代表電話)048(600)6269

報道関係者 各位

12月は「職場のハラスメント対策強化月間」です

ー県内企業のハラスメント対策を支援しますー

埼玉労働局、埼玉県、県内労使団体で構成する埼玉県公労使会議（※）では、12月を「職場のハラスメント対策強化月間」として定め、ハラスメントのない職場づくりを推進します（資料1）。

埼玉労働局（局長 かたふち ひろふみ 片淵 仁文）は、埼玉県と連携して職場のハラスメント対策強化月間関係セミナー等を実施するほか、同期間内の特別相談窓口設置、事業主に対するハラスメント防止対策の自主点検の呼びかけを行います。

※ 埼玉県公労使会議

行政、労働団体、経済団体の代表者が雇用・労働の課題に対する認識を共有しながら、効果的な解決策を検討するために設置している会議です。

〈構成機関・団体〉

埼玉労働局、埼玉県、連合埼玉、（一社）埼玉県経営者協会、（一社）埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会、（一社）埼玉中小企業家同友会、埼玉経済同友会



■実施概要

1 職場のハラスメント対策強化月間 特別相談窓口（資料1）

【期間】令和7年12月1日（月）～12月26日（金）

（9:00～17:00 土・日曜日、祝日、年末年始除く）

【窓口】埼玉労働局雇用環境・均等部 総合労働相談コーナー

048-600-6262

来局相談も可能（さいたま市中央区新都心11-2 ラント・アクシス・タワー16階）

2 事業主向けハラスメント防止対策の自主点検の呼びかけ（資料2）

3 セミナー

(1) 勤労者向け労働セミナー（資料 1、3）

「働く人のハラスメント防止セミナー」

～ハラスメントを理解し対処するために～

【日時】 令和 7 年12月 5 日（金）18:30～20:00

【場所】 和光市中央公民館 3 階視聴覚室

【講師】 キャリアコンサルタント・公認心理師・シニア産業カウンセラー
林 久美子 氏

(2) 事業者向け労働セミナー（資料 1、4、5）

「職場におけるハラスメント対策セミナー」

【日時】 令和 7 年12月17日（水）14:00～16:00

【場所】 大宮ソニックシティビル棟 9 階 906会議室

【内容】 ・法制度説明：埼玉労働局雇用環境・均等部
・講義講師：特定社会保険労務士・シニア産業カウンセラー・公認心理師
吉田 仁 氏
・個別相談会（事前予約制・先着順）

「職場のハラスメント対策」

～誰もが安心して気持ちよく働ける職場づくりのために～

【オンデマンド配信中】

【講師】 公認心理師・シニア産業カウンセラー 綾部 和幸 氏

「カスタマーハラスメント対策セミナー」

【オンデマンド配信中】

【講師】 特定社会保険労務士 高木 美香 氏

■労働施策総合推進法等の改正について（資料 6）

令和 7 年 6 月11日にカスタマーハラスメント対策や求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化を内容とする改正法が公布されました。

公布後 1 年 6 か月以内の政令で定める日に施行予定とされています。

具体的な措置義務の内容等が公表され次第、本月間のセミナー等においても情報提供をしてまいります。

本月間以外の期間も、職場のハラスメントに関するご相談に対応しています

○ 埼玉労働局 雇用環境・均等部

< 電話相談 >

・パワーハラスメント（いじめ・嫌がらせ）でお悩みの方

0 4 8 - 6 0 0 - 6 2 6 2（9:00～17:00 土日祝日年末年始を除く）

・セクハラ・いわゆるマタハラでお悩みの方

・企業のハラスメント防止対策について

0 4 8 - 6 0 0 - 6 2 6 9（8:30～17:15 土日祝日年末年始を除く）

< 来庁相談 > さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階

< 添付資料 > 資料 1 「12 月は職場のハラスメント対策強化月間です」

資料 2 「ハラスメント防止対策チェックシート」

資料 3 令和 7 年度埼玉県労働セミナー（和光会場）

資料 4 令和 7 年度埼玉県労働セミナー（大宮会場・配信）

資料 5 埼玉県労働セミナー カスタマーハラスメント対策（配信）

資料 6 ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

12月は

職場のハラスメント対策強化月間です ～県内企業のハラスメント対策を支援します！～

カスタマーハラスメント対策も義務化されます！職場環境の改善が人材定着に繋がります
休職者・離職者の減少に向け、従業員が安心して働くことのできる
環境づくりに取り組みましょう。

職場のハラスメント防止対策は企業の義務です！

<事業主が雇用管理上講ずべきハラスメント防止措置(パワハラ等の例)>

- 事業主の方針の明確化及びその周知啓発
- 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- プライバシー保護、不利益取扱いの禁止



ハラスメント防止
対策の情報はこちら

セミナー

勤労者向け労働セミナー



働く人のハラスメント防止セミナー

～ハラスメントを理解し対処するために～

キャリアコンサルタント・公認心理師・シニア産業カウンセラー 林 久美子 氏

日時: 12月5日(金)18:30～20:00 会場: 和光市中央公民館 3階視聴覚室

セミナーの
詳細・お申込は
こちらへ

埼玉県マスコット
「さいたまっち&コパトン」



事業者向け労働セミナー

職場におけるハラスメント対策セミナー

特定社会保険労務士・シニア産業カウンセラー・公認心理師 吉田 仁 氏

日時: 12月17日(水)14:00～16:00 会場: 大宮ソニックシティビル棟 9階 906会議室

※埼玉労働局より、ハラスメントに関する法制度説明を実施

※セミナー終了後にハラスメント対策に関する個別相談会を実施(セミナー参加者限定、事前申込要)

職場のハラスメント対策

～誰もが安心して気持ちよく働ける職場づくりのために～

公認心理師・シニア産業カウンセラー 綾部 和幸 氏

オンデマンド配信(配信中)

カスタマーハラスメント対策セミナー

特定社会保険労務士 高木 美香 氏

オンデマンド配信(配信中)

職場のハラスメント対策強化月間 特別相談窓口

—12月1日(月)～12月26日(金)—

埼玉労働局雇用環境・均等部 総合労働相談コーナー パワハラ、セクハラなどご相談ください

☎048-600-6262(9:00～17:00 土・日曜日、祝日、年末年始除く)

来局も可能です(さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階)

主催



埼玉労働局 埼玉県 連合埼玉 (一社)埼玉県経営者協会
(一社)埼玉県商工会議所連合会 埼玉県商工会連合会
埼玉県中小企業団体中央会 (一社)埼玉中小企業家同友会
埼玉経済同友会

— 3 —

【本強化月間に関するお問合せ先】

埼玉県雇用・人材戦略課

☎048-830-4518

✉a3960-09@pref.saitama.lg.jp

職場におけるハラスメント対策は事業主の義務です

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになり、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権にかかわる許されない行為です。

事業主の方は、ハラスメント防止対策の必要な措置を講じてください。

また、働く人自身も、上司・同僚・部下をはじめ取引先等仕事をしていく中で関わる人たちをお互いに尊重することで、皆でハラスメントのない職場にしていけることを心がけましょう。

パワハラとは？

職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動で、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害される行為

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

隔離・仲間外し、無視等人間関係からの切り離しを行うこと

私的なことに過度に立ち入ること

業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害を行うこと

業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと

暴行・傷害等身体的な攻撃

脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言等精神的な攻撃を行うこと

セクハラとは？

職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害される行為

性的な冗談、からかい、質問

わいせつ図画の閲覧、配布、掲示

性的な噂の流布

身体への不必要な接触

性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為

交際、性的な関係の強要

性的な言動に対して拒否等を行った部下等従業員に対する不利益取扱い等

その他、他人に不快感を与える性的な言動

いわゆるマタハラとは？

職場において行われる、上司・同僚からの言動により、妊娠・出産した女性労働者や育児・介護に関する制度等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害される行為

※業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものはハラスメントには該当しません。

妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用することを阻害する言動、利用したことによる嫌がらせ等

妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等

制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為

妊娠・出産等したことにより、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為

事業主が講じなければならない職場におけるハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等ハラスメント）の防止措置とは？

事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）

職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

詳しくは裏面のチェックシートでご確認ください

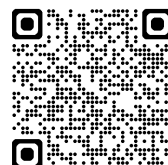


他にも講じることが望ましい措置もあります。

ハラスメント防止対策の資料・取組例等、埼玉労働局HPをご覧ください。

ハラスメント防止対策に関するご相談は、埼玉労働局雇用環境・均等部 048-600-6269

（パワーハラスメントに関する労使間のトラブルのご相談は、お近くの総合労働相談コーナーへ）



ハラスメント防止対策チェックシート

防止対策としてあらかじめ講じなければならない措置

職場におけるハラスメントの内容・行ってはならない旨の方針を定めていますか	はい	いいえ	
ハラスメント行為者について、厳正に対処する方針・対処の内容を規定化していますか	はい	いいえ	
妊娠・出産等、育児休業等に関する否定的な言動が職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景となり得ること、制度等の利用ができることを明確化していますか	はい	いいえ	
ハラスメントの相談窓口を設置していますか	はい	いいえ	
相談窓口担当者が、ハラスメントに該当する否か微妙な場合であっても広く相談に対応する等体制を整備していますか	はい	いいえ	
相談対応にあたって、相談者・行為者・事実関係の確認に協力した第三者等のプライバシーを保護するための措置を講じていますか	はい	いいえ	
相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として、解雇等不利益な取扱いをされない旨定めていますか	はい	いいえ	

上の項目すべてについて、管理監督者、正社員、パート・アルバイト、派遣労働者等全ての労働者に周知していますか	はい	いいえ
---	----	-----

相談があった場合に講じなければならない措置

事案が生じた場合、事実関係の迅速かつ正確な確認を行っていますか	はい	いいえ	
セクハラ行為者が他社の者の場合には、必要に応じて、他の事業主に事実関係の確認に協力を求めていますか	はい	いいえ	
事実関係が確認できた場合、速やかに被害者への配慮の措置を行いましたか	はい	いいえ	
事実関係が確認できた場合、行為者に対する適正な措置を行いましたか	はい	いいえ	
相談者・行為者・事実関係の確認に協力した第三者等のプライバシーに配慮した対応をしましたか	はい	いいえ	
相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由とした解雇等不利益な取扱いをしていませんか	はい	いいえ	
ハラスメントがあったことが確認できた場合、再発防止措置を行いましたか	はい	いいえ	
ハラスメントがあったことが確認できなかった場合も再発防止措置を行いましたか	はい	いいえ	
妊娠・出産等に関するハラスメントの場合、業務体制の整備など、業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者の実情に応じ、必要な措置を講じましたか	はい	いいえ	

右列にひとつでもチェックがある場合…措置義務への対応に不足があります。
詳しくは、埼玉労働局HP（各項目の二次元バーコード）をご確認ください。

参加
無料幸手
会場

令和7年度 埼玉県労働セミナー

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」働く人のメンタルヘルスセミナー
～ストレスに強いメンタルを育み
ワークライフを充実するために～和光
会場働く人のハラスメント防止セミナー
～ハラスメントを理解し対処するために～講
義
内
容

AIやDXの進化、リモートワークの普及など、働き方が大きく変化する現代において、個人の幸福と組織の持続的な成長を両立するためには、心身ともに健康で、ストレスに強いメンタルを育むことが不可欠です。

本セミナーでは、変化への適応力を高め、心身ともに健康で充実したワークライフを実現する「メンタルヘルス」をテーマに最新の情報を提供します。

講
義
内
容

パワハラ、セクハラ、マタハラに加え、カスハラ、就活ハラスメントが法制化されるなど、職場におけるハラスメントは多様化しています。適切に対処するにはハラスメントの理解が重要です。

本セミナーではハラスメントの基礎知識と近年増加しているカスハラや新しいハラスメントへの理解を深め、被害を防ぐための知識とスキルについて専門家が事例を交えて解説します。

開催日

令和7年 11月21日(金)
18時30分～20時00分
(18時00分 受付開始)

会場

幸手市役所 第二庁舎2階
第1会議室

定員

50名(申込順)
※事前申込制(申込方法は裏面)

対象

主に勤労者
その他関心のある方

講師

産業カウンセラー
ひがき きつこ
樋木 貴津子 氏

講師プロフィール

- ◆産業カウンセラー、認定心理士、心の相談員、認知症指導管理士、看護師
- ◆心理カウンセラーとして『出張カウンセリング』を中心に活動。長期間引きこもり状態となっているご家族や不登校のお子様、認知症と診断された方への対応など、相談者やご家族の身近な場所で寄り添いながら、心のケアを行っている。

主催 彩の国 埼玉県 幸手市

開催日

令和7年 12月5日(金)
18時30分～20時00分
(18時00分 受付開始)

会場

和光市中央公民館
3階視聴覚室

定員

50名(申込順)
※事前申込制(申込方法は裏面)

対象

主に勤労者
その他関心のある方

講師

キャリアコンサルタント
はやし くみこ
林 久美子 氏

講師プロフィール

- ◆1級キャリアコンサルティング技能士
公認心理師、シニア産業カウンセラー
- ◆企業、病院、学校等でカウンセリング・キャリア開発支援や、メンタルヘルス研修等、幅広く活躍中。

主催 彩の国 埼玉県 和光市

お申込み・お問合せ先

○埼玉県HPからお申込みいただけます

携帯、スマホからは
こちら→

埼玉県 労働セミナー

検索



○電話・FAXでのお申込みも可能です

県または各市あてにお申し込みください

- ◆埼玉県 産業労働部 雇用・人材戦略課 TEL 048-830-4518 FAX 048-830-4821
- ◆幸手市 建設経済部 商工観光課 TEL 0480-43-1111 FAX 0480-44-0257
- ◆和光市 市民環境部 産業支援課 TEL 048-424-9114 FAX 048-464-1192

【ご参加にあたってのお願い】

◆発熱など風邪の諸症状のある方、体調不良の方の参加はご遠慮ください

各会場のご案内

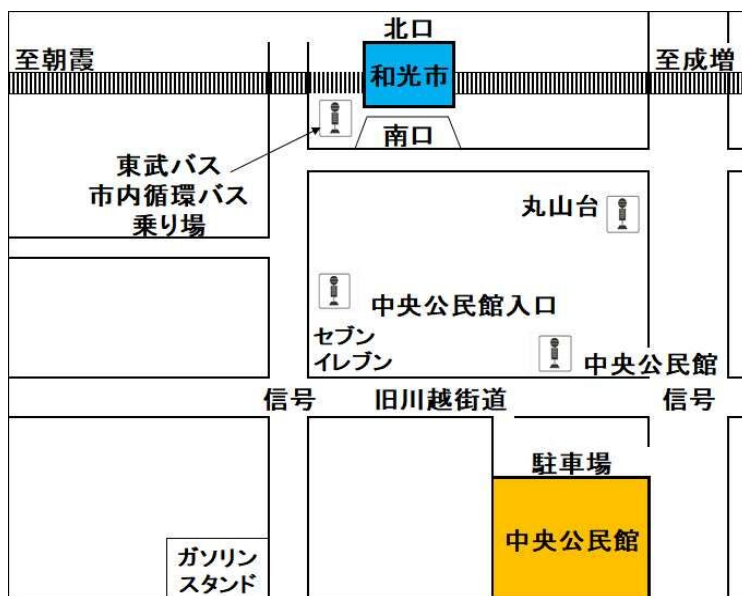
<幸手会場>

- 幸手市役所 第二庁舎2階 第1会議室
- ◆幸手市東4-6-8
- ◆東武日光線 幸手駅東口より徒歩約20分



<和光会場>

- 和光市中央公民館 3階視聴覚室
- ◆和光市中央1-7-27
- ◆東武東上線 和光市駅南口より徒歩約10分



令和7年度埼玉県労働セミナー FAX用申込書

ふりがな		区分	・ 勤労者 ・ 事業者、人事担当者
お名前		(○で囲む)	・ 就活中 ・ その他
お住まい	市・町・村	電話番号	
E-Mail		備考欄	
参加希望日 (希望日に チェックして ください)	【幸手会場】 ☐ 11月21日(金)	【和光会場】 ☐ 12月5日(金)	

※ 御記入いただいた個人情報は、当講座の実施に関すること以外には使用いたしません。

※ 感染症の状況、その他天候災害等により、開催を中止する場合には、主催者から御連絡いたします。

参加
無料

12月は「職場のハラスメント対策強化月間」です

【事業者向けセミナー】

令和7年度 埼玉県労働セミナー

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

会場開催

職場におけるハラスメント対策セミナー

(内容)

1 埼玉労働局による法制度説明

2 講義

- ・事業者等が直面するハラスメント問題への実務対応
- ・ハラスメント対応、対策の企業実例

12月17日(水)

14時00分～16時00分

(受付開始 : 13時30分)

定員数 : 40名

(申込順・事前申込要)

会 場 : ソニックシティビル棟

9階 906会議室

▶ JR大宮駅

西口より徒歩約3分

※講義終了後、ハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ、カスハラ等）に関する個別相談会を開催します。なお、相談は申込順（5組程度）とします。



講 師
特定社会保険労務士
シニア産業カウンセラー
公認心理師

吉田 仁 氏

彩の国



埼玉県

埼玉労働局

○講師プロフィール

民間企業の人事、営業部門等で約20年勤務。現在、埼玉産業保健総合支援センター促進員及び民間EAP会社のカウンセラー、特定社会保険労務士として個人ならびに組織のハラスメント、メンタルヘルス関係の相談等に応じている。

公益財団法人

埼玉県産業文化センター

オンデマンド配信

職場のハラスメント対策

～誰もが安心して気持ちよく働ける職場づくりのために～

(内容)

- ・ハラスメント防止の基礎知識
- ・各種ハラスメントの防止について
- ・コミュニケーションの工夫と改善 等

配信期限 : 配信中 (埼玉県公式YouTubeチャンネルにて一般公開中)

※配信期限は未定です。



動画配信



講 師
公認心理師・
シニア産業カウンセラー

綾部 和幸 氏

○講師プロフィール

産業労働領域の心理支援専門家として、様々な職場において働く人のメンタルヘルス支援（カウンセリング・教育研修など）に取り組んでいる。

彩の国



埼玉県

お申込み（インターネットのみの受付となります）

会場開催

職場におけるハラスメント対策セミナー

お申込は右の二次元コードまたは
「埼玉県労働セミナー」で検索！



https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=102607

【注意事項】

- ・個別相談会は、当セミナー申込完了後に申込可能となります。
申込完了後に送付される通知メールをご確認ください。
- ・個別相談会は会場準備等により講義終了後から
相談開始までお待ちいただく場合がございます。
- ・相談時間は1件につき30分以内となります。

会場のご案内

ソニックシティビル棟 9階 906会議室

【所在地】

さいたま市大宮区桜木町1-7-5

【アクセス】

JR大宮駅西口から徒歩約3分



※ ご記入いただいた個人情報は、当講座の実施に関すること以外には使用いたしません。

※ 受付は先着順とさせていただきます。お申込みが定員を超え、受講をお断りさせていただく場合や、感染症の状況、その他天候災害等により、開催を中止する場合には、主催者から御連絡いたします。

オンデマンド 配信

職場のハラスメント対策

～誰もが安心して気持ちよく働ける職場づくりのために～

以下の二次元コードからご視聴いただけます

①前半 <https://youtu.be/s8uiakl5TNc>



②後半 <https://youtu.be/NAW5Drj-hy4>



「埼玉県労働セミナー」ではこの他に様々なセミナー動画を掲載しています

【注意事項】

- ・配信終了日については未定のため、予告なく終了します。
- ・通信環境の契約内容によっては、別途通信料が自己負担として発生します。
- ・視聴後の質問等は受け付けておりません。
- ・当セミナーは受講証明書を発行いたしません。

埼玉県 労働セミナー

検索

お問合せ先

埼玉県 産業労働部 雇用・人材戦略課

TEL 048-830-4518 FAX 048-830-4821

Mail a3960-09@pref.saitama.lg.jp

カスタマーハラスメント対策

近年、職場におけるカスタマーハラスメント（顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為）が多発しています。

カスタマーハラスメントは従業員に過度な精神的ストレスを感じさせるとともに、通常の業務に支障が出るケースもみられるなど、企業や組織に多大な損失を招くことも想定されます。

本セミナーでは、カスタマーハラスメントに関する基礎知識や、従業員を守るための対応法について専門家が詳しく解説します。

★ 講義内容 ★

厚生労働省が作成した「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を解説した動画です。

カスタマーハラスメント対策の主なポイントを事業者向けにわかりやすく解説しています。

ポイントをまとめた要約版と、より詳しく解説した詳細版の2種類があります。

配信 内容

① 要約版 令和6年9月12日（木）配信開始
 「カスタマーハラスメント対策の重要ポイント」（約10分）

② 詳細版 配信中
 「今、企業に求められるカスタマーハラスメント対策」（約80分）

講師



特定社会保険労務士 高木 美香 氏

講師プロフィール

さいたま市で高木美香社会保険労務士事務所を設立。
 社会保険労務士として、企業の労務管理についてのアドバイスや規程作り、各種手続、給与計算などの実務を行うほか、ハラスメント防止コンサルタント、キャリアコンサルタントとしても、働きやすい職場環境作りを目指した活動を行っている。

どなたでもご視聴いただけます。

カスタマーハラスメント対策

ご視聴は【二次元コード】または「埼玉県 労働セミナー」で検索！

埼玉県 労働セミナー

検索

(主な内容)

- カスタマーハラスメントの基礎知識と対策の必要性
- カスタマーハラスメントの実態と対応例
- 企業が取り組むべきカスタマーハラスメント対策

・要約版（約10分）

「カスタマーハラスメント対策の重要ポイント」



<https://youtu.be/qs9ZeYzU5dU>

・詳細版（約80分）

「今、企業に求められるカスタマーハラスメント対策」

（動画は3本に分かれております）

① <https://youtu.be/aZDI88ZjfOM>



② <https://youtu.be/UzekYuPu1Fg>



③ <https://youtu.be/jjmYKVRVgJ0>



注意事項

- ・ 通信環境の契約内容によっては、別途通信料が自己負担として発生します。
- ・ 視聴後の質問等は受け付けておりません。
- ・ 当セミナーは受講証明書を発行いたしません。

お問合せ先

埼玉県 産業労働部 雇用・人材戦略課

TEL 048-830-4518 Mail: a3960-09@pref.saitama.lg.jp

主催

彩の国  埼玉県

— 12 —



コバトン＆さいたまっち

ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

公布日：令和7年6月11日

- **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！**

(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

カスタマーハラスメント対策の義務化

(労働施策総合推進法)

- カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。

※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

(男女雇用機会均等法)

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、**事業主・労働者・顧客等の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索